

労働基準法の改正案を撤回し、
過労死防止の抜本的な対策の実施を求める意見書

政府が今年初めて発表した「過労死等防止対策白書」では、勤務問題が原因・動機の一つと推定される自殺者は、近年では、毎年 2,000 人を超えており、労災認定の目安で「過労死ライン」とされる月 80 時間を超える時間外労働を行った正規雇用従業員がいる企業は、全体の 2 割を超えると指摘している。

このような状況の中、昨年 12 月に大手広告代理店の女性社員が自殺したことについて、厚生労働省は、長時間労働による過労を原因とする労災と認定した。女性社員の時間外労働は連日深夜にまで及び、うつ病と診断される直前の昨年 10 月の時間外労働時間は月 105 時間だったことを三田労働基準監督署が認めていることから、極めて過酷な労働環境だったことがうかがわれる。

このような過労死がまん延する深刻な状況を改善するためには、長時間労働の抑制に向けた対策を早急に実施することが必要である。

よって、政府においては、労働時間規制の適用除外の対象を拡大する労働基準法の改正案を撤回し、平成 10 年に労働省が告示をした「時間外労働の限度に関する基準」を法定化したうえで、企業に対し法令順守を徹底するなど、過労死防止に向けた抜本的な対策を実施するよう強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により、意見書を提出する。

平成 28 年（2016 年）12 月 13 日

札幌市議会

（提出先）内閣総理大臣、厚生労働大臣

（提出者）民進党市民連合及び日本共産党所属議員全員並びに

無所属坂本きょう子議員及び市民ネットワーク北海道石川佐和子議員